

○ 財務省告示第百七十四号
平成三十一年六月四日より告示する。政
府短期証券の規定に基づき、平成十一年大
蔵省令第六号(昭和二十二年六月六日告示)
を以て施行する。

件三令等を次のとおり告示する。政
府短期証券の規定に基づき、平成十一年大
蔵省

一

の法律発行の名称及び根拠を記す。
会社債券法(昭和二十二年六月六日法律
第百三十号)の規定による。

二

の法律発行の名称及び根拠を記す。
第一項に規定する法律(以下「振替法」と
いふ)の規定による。

三

用振替法の適用を規定する。

四

発行方法を規定する。

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用を平、第十項、第に金号法
る参て札發によ下競争は受けるも昭和二十二年
も加、と行に株式等の振替法と昭和二十二年
の者財同一に日本銀行の法律第百三十号)の規
にご務時によと大にう(以下「札」)の規
るに臣行。行募各れ及へ限國るび価格競い入
發応がわく。行度債入価格競い入額市札格競い入
下額市札格競い入額市札格競い入額市札格競い入
を規定する。

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	発		
低 行 争 非 者 特 国 入 価	込 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 別 債 札 格 行	入 価 ・ 別 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
五 万 円	百 八 六 三 円 千 十 兆 百 三 五 五 万 千 十 五 三 七 千 百 億 六 五 八 百 十 十 圓 八 八 億 万 六 二 千 千 四 六 百	額 億 額 面 六 面 金 千 金 額 万 額 で 圓 で 八 三 千 兆 百 五 五 千 十 三 四 百 億 四 四 十 五	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	九				
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者	特 国	入 価	發 行	振 替
込 期	札 參	所 支	金	還 期	入 債	・ 別	債	札 格	格	單 位
日 期	加 期	払 額		限	競 I	加 場	市 發	競 價	行 爭	
平 成 三 十 年 六 月 四 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 日 を き を 受け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 百 円 に つ つ 百 円 に	償 當 還 た 金 額 と き 償 年 還 、 期 。 そ が 三 日 翌 行 休 業 業 日 日	平 成 大 臣 行 額 百 支 金 額 を と 、 年 年 九 月 月 三 日 行 休 業 業 日 日	厘 額 面 以 面 上 金 額 の 百 そ 百 れ 円 ぞ に れ つ の 応 募 債 三 錢 六	額 面 上 金 額 の 百 そ 百 れ 円 ぞ に れ つ の き 百 募 債 三 錢 六	す 額 の 記 載 法 又 は 規 定 に 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿			